

中小企業庁 令和2年度補正予算事業(コロナ特別対応型)

小規模事業者持続化補助金

➤ **経営計画に基づいて実施する販路開拓等**

➤ (生産性向上)の取り組みに対し**100万円**を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます

●補助対象経費の6分の1以上が、以下の要件に合致する投資を行う小規模事業者等(※)
A: サプライチェーンの毀損への対応 B: 非対面型ビジネスモデルへの転換
C: テレワーク環境の整備

➤ 計画の作成や販路開拓の実施の際、**商工会議所の指導・助言**を受けられます

《特定要件の取組事例》

A: サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

B: 非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

C: テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

※補助対象期間内に、少なくとも1回以上、テレワークを実施する必要があります。

《対象となる取組の例》

① 広告宣伝

・新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布、店舗の認知度向上を目的とした看板の設置

② 集客力を高めるための店舗改装

・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施

・3Dプリンターを導入し、新商品の開発、原材料を購入して新製品・商品の試作開発

④ ITを活用した広報や業務効率化

・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

【お問い合わせ先】

姫路商工会議所 TEL: 079-223-6557

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

☎ 03-6447-5485 [9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL: <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

兵庫県経営革新計画認定企業

正しい事務機屋

Ben House

TEL 079-222-5500

FAX 079-222-5501

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]および一定の要件を満たした特定非営利活動法人

【従業員基準】

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※特定非営利活動法人は「製造業その他」の従業員基準を用います。

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等(生産性向上)のための事業

◆補助対象経費

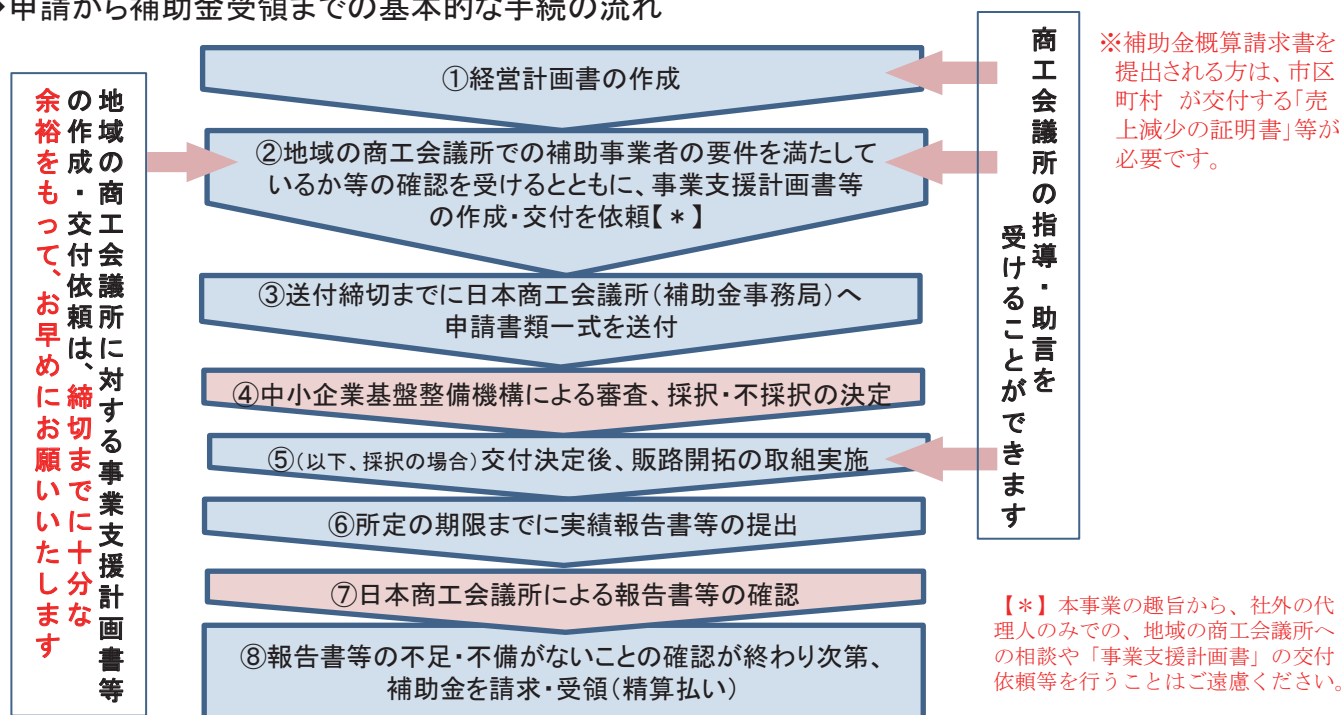
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限100万円(20%以上売上が減少したことを市区町村が証明した書類を添付することにより、交付決定額の50%の金額に限り、概算払いの対象となります)

*複数の事業者が連携する場合には、上限は200万円～1,000万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



	第3回締切	第4回締切
1. 申請書類一式の送付締切(上記③)	2020年8月7日(金) 【郵送: 必着】	2020年10月2日(金) 【郵送: 必着】
2. 採択結果公表	調整中	調整中
3. 補助事業の実施期間	交付決定通知受領後から 2021年5月31日(月)まで	交付決定通知受領後から 2021年7月31日(土)まで

※ 複数回の締切が設けられる予定であり、締切日は決定次第公表予定です。